

## 日本学術会議会員の任命に関する声明

2020年11月6日

日本自治学会 会長・山口二郎  
理事有志

菅義偉首相は、105人の日本学術会議会員の内、6人について任命を拒否した。これは、日本学術会議法に違反する行為である。

手続き面に関して、日本学術会議法の「(同会議の)推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する」という文言において、首相の裁量の余地は存在しないと解釈されてきた。菅首相は、裁量を含むよう法律解釈を変更したと説明しているが、解釈変更の理由は明らかにされていない。

憲法第23条が定める「学問の自由」の意義は、社会の中長期的な利益に貢献する研究業績を生み出すために、研究の内容及び手続きに関する規律が学術機関及び各分野の研究者集団の自律に委ねられることである。すなわち、重要なのは学問・専門領域の自律性を保障することである。今回の任命拒否は「学問の自由」の侵害であり、少なくとも、「学問の自由」の確保のために法律で規定したルールへの侵害である。決して「日本学術会議という政府機関に関与しなくても研究する自由があればよい」という話ではないのである。

実体的な効果に関して、今回の任命拒否は、研究者の社会的発言を委縮させる効果を持つ。6名の候補者は、かつて政府が推進する法案や政策に批判的な見解を明らかにしたことがある。首相は、個別の任用について理由を答えないという姿勢を続けているが、政府に対する批判的な姿勢が真の理由であることは明らかである。政府に対する批判をすればこうした不利益な扱いを受けるという前例を残してはならない。

この問題については、臨時国会でも野党議員が質問したが、菅首相の答弁は矛盾に満ちている。1つの理由として、会員の構成の多様性を確保するためと述べたが、排除された学者の中にはほとんど会員を送りだしていない大学の教員や女性も含まれていた。総合的、俯瞰的観点から活動を進めるためとも説明したが、排除された学者こそ学術会議法に言う優れた研究業績を残し、広い視野から活動する人々であった。首相が国会でこのような詭弁を繰り返すことは、日本の議会政治を破壊する暴挙と言わなければならない。

菅首相に憲法と法律に基づき、速やかに6名の学者を会員に任命することを求める。